

# 仕 様 書

## 1 委託業務概要

### (1) 件 名

「ウェブ見本市」ウェブサイト更新業務委託（複数単価契約）

### (2) 契約期間

契約締結日から平成31年3月29日まで

### (3) 履行場所及び担当部署

公益財団法人東京都中小企業振興公社 事業戦略部 中小企業世界発信プロジェクト事務局

住所：東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉町ビル 9階

ただし、当公社が認める範囲内で本業務の履行を受託者の事務所等で実施することを認める。

### (4) 目的

現在公開している「ウェブ見本市」に掲載企業を追加するため、ウェブページの更新を行う。見本市の掲載企業は、平成29・30年度に東京ビジネスフロンティアパビリオンで展示会に出展した企業を対象とする。

### (5) 契約形態

本契約は複数単価契約とし、各業務の実績に応じ支払金額を決定する。

#### ○業務1

製品情報ページの作成 上限数：93社

#### ○業務2

ウェブページの更新 上限数：5回

※上限数は見込みであり、必ずしも上限数まで作業依頼を行うとは限らない

## 2 委託業務内容

公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下、公社という）のサーバーにアップデートできるウェブページのソースを以下のとおり作成すること。

### (1) 製品情報ページの作成（業務1）

展示会出展時に作成した展示会出展者紹介ページを基に、以下のとおり製品情報ページを作成すること

#### ○問い合わせフォーム

- ・クリックすると問い合わせフォームが開くボタンを設置すること
- ・問い合わせフォームは公社が指定するASPサービスを利用すること。ASPサービスの利用には、1社あたり3,300円（税別）の設定料が必要である。設定料は受託者の負担とする。
- ・問い合わせの送付先メールアドレスは、掲載企業に確認すること

#### ○製品紹介資料のダウンロード

- ・クリックすると製品資料がダウンロードできるボタンを設置すること
- ・製品資料は掲載企業に提出を依頼し、取りまとめること

#### ○PR動画へのリンク

- ・クリックすると製品のPR動画掲載ページ（リンク先）へ移動するボタンを設置すること

- ・PR動画は、掲載企業がウェブ上にアップロードし、本サイトには動画のURLのリンクを設置する。PR動画のURLは掲載企業に確認すること

○掲載内容の確認・修正

- ・掲載企業に掲載内容の確認を行うこと。既存の展示会出展者紹介ページの掲載情報が不足している場合は、掲載企業に情報や画像の提出を依頼し、それを基にページを作成すること

<展示会出展者紹介ページ>

[http://www.tokyo-kosha.or.jp/sekai2020/report\\_2017/index\\_2017.html](http://www.tokyo-kosha.or.jp/sekai2020/report_2017/index_2017.html)

<製品情報ページの作成例>

[http://www.tokyo-kosha.or.jp/sekai2020/WTF/ceatec\\_2017\\_artseihan.html](http://www.tokyo-kosha.or.jp/sekai2020/WTF/ceatec_2017_artseihan.html)

(2) ウェブページの更新（業務2）

作成した製品情報ページをウェブサイト追加する際に、以下のとおりページを更新すること

○トップページ

- ・最新情報に、製品情報を追加したことを表示すること

○分野別ページ

- ・該当する分野と「すべて」のページに製品を追加すること

○新規掲載一覧ページ

- ・新規に追加した製品を確認できる一覧ページを作成すること
- ・一覧ページは委託者が掲載内容やデザインの案を提案し、公社の意見を反映させたいうで作成すること
- ・2回目以降は、初回に作成したページを更新すること

○バナーの作成

- ・公社ウェブサイト等に掲載する広報用のバナーを作成すること

<トップページ>

<http://www.tokyo-kosha.or.jp/sekai2020/WTF/index.html>

<分野別ページ>

<http://www.tokyo-kosha.or.jp/sekai2020/WTF/ichiran3.html>

※新規掲載一覧ページは初回追加時に新規作成

3 データ作成時の共有事項・諸注意

(1) サイトのディレクトリ

納品後の展開先サイトは公社ポータル下の以下とする。

【展開先のディレクトリ】 <http://www.tokyo-kosha.or.jp/sekai2020/WTF>

(2) CMS 及び FTP ツールについて

公社では、CMS として WEB Spiral を導入している。本 CMS では、主に公社 WEB サイトで公開するコンテンツのソースのアップロード及び世代管理等を実施している。下記5に記載する納品物は、当公社にて、WEB Spiral を用いて本番環境にアップロードを行うことを想定する。

(3) 構築するコンテンツについて

ページは、レスポンシブデザインとする。なお、HTML内の文字コードは、「Shift-JIS」で統一し、ページ内の javascript、jquery の使用は可能とする。

(4) Google Analytics コードの挿入

作成するすべてのページには PV レポートのため、以下の Google Analytics コードを挿入すること。

```
<script>

(function(i,s,o,g,r,a,m){i['GoogleAnalyticsObject']=r;i[r]=i[
r]||function(){
  (i[r].q=i[r].q||[]).push(arguments)},i[r].l=1*new
Date();a=s.createElement(o),

m=s.getElementsByTagName(o)[0];a.async=1;a.src=g;m.parentNode
.insertBefore(a,m)
})(window,document,'script','https://www.google-analytics.co
m/analytics.js','ga');

ga('create','UA-81185912-1','auto');
ga('send','pageview');

</script>
</head>
```

(5) 作成したソースはその都度、委託者の指定する方法で納品すること。

#### 4 その他の事項

(1) 見積書の作成について

見積書には各業務（業務1、2）の単価と契約上限金額（業務1の単価×上限数93 + 業務2の単価×上限数5）を記載すること。また、別紙1「積算内訳書」を添付のこと。業務1の単価には2（1）に記載の問い合わせフォームの設定料を含めること。

(2) 支払いについて

支払いは契約期間終了後、委託者からの請求により指定口座へ振り込む。支払金額は、各業務の実績に契約時の単価をかけた金額とする。

(3) 情報公開について

公益財団法人東京都中小企業振興公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約（官公庁との契約や競争入札に適さない契約等）のすべて及び契約金額が250万円以上の契約案件を以下のとおり公表する。

①公表項目

契約方法（競争・独占・緊急・少額または特定の区分別）、契約種別（工事・委託・物品等の区分別）、契約相手方の名称、契約金額

②公表時期及び手法

決算の公表に合わせて年1回取りまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表する。なお、公表の趣旨に賛同できない場合は契約締結後14日以内に、文書にて同意しない旨申し出ることができる。

(4) 暴力団等排除に関する特約条項

暴力団等排除に関する特約条項については、別紙2に定めるところによる。

(5) 環境対応車の使用について

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）他、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

(6) 個人情報の取り扱いについて

本業務の実施に当たっては、当社が定める「個人情報及び機密情報に係る標準特記仕様書」（別紙3）を遵守すること。

(7) 準拠が望ましい事項

本仕様書に明記されていない事項のうち、東京都が定める「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準」に記載のある事項については、その定めに準拠することが望ましい。ただし、その定めに依りがたい場合は、当社と協議の上、対応方法を決定するものとする。

(8) その他受託者が準拠すべき事項

本仕様書に明記されていない事項のうち、東京都が定める「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」に記載のある事項については、その定めに従うこと。

(9) 常に、最新のウイルス定義ファイルにより更新されたウイルス対策ソフトを用い、ウイルス対策を必ず実施すること。

(10) 本プロジェクトにより製作されたすべてのデータ・ソースの IP（知的財産権）は委託者が所有するものとする。著作権については適法に処理を行ったものを使用し、著作権法27条、28条に定める権利を含むすべての著作権は委託者に譲渡すること。受託者は委託者等に対し、著作人格権の行使をしないものとする。また、所有権等、一切の権利は委託者に帰属するものとする。